

立川市クリーンセンターたちむにいひろば運用基準

(目的)

第1条 この基準は、立川市クリーンセンター管理規則第9条に基づき、敷地北側の約1.17haの土地について、たちむにいひろば（以下「ひろば」という。）として必要な事項を定めることを目的とする。

(位置)

第2条 ひろばの位置は、別図のとおりとする。

(管理者)

第3条 クリーンセンターの管理者（以下「管理者」という。）は環境資源循環部クリーンセンター長とし、管理及び運営に関する事務は、クリーンセンターの所管とする。

(優先利用)

第4条 平常時は、環境学習を目的とした市民の憩いの場として利用するものとし、災害の発生時は、防災拠点として優先的に利用するものとする。

(利用時間)

第5条 ひろばの利用時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前9時から午後5時までを基本とする。

(休園日)

第6条 ひろばの休園日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月第1月曜日。ただし、同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第3条に規定する休日（以下「祝日法の休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法の休日でない日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が認めるとき。

(ひろばの利用)

第7条 次の第一号から第五号のいずれかに該当するときは、臨時的にひろばの全部又は一部を独占して利用すること（以下「専用利用」という。）及び第

5条に掲げる利用時間の延長（以下「延長利用」という。）ができる。

ただし、近隣住民に迷惑がかかる行為や危険な行為、ひろばを損傷する等の恐れがあると予測される場合又は政治活動、宗教活動、公益を害するものと予測される場合は、専用利用を認めない。

- (1) 環境学習、防災、ごみ減量の啓発又は、市の事業に寄与するもののために利用するとき。
- (2) 地域の市民組織がその組織に属する市民一般の利用に供するために利用するとき。
- (3) 市又は教育委員会が後援又は共催する行事に利用するとき。
- (4) 国又は地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に利用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が認めるとき。

2 前項の規定により専用利用及び延長利用をしようとする者は、立川市クリーンセンターたちむにいひろば利用申請書（第1号様式）により申請するものとする。

3 前項の規定により申請があったときは、審査のうえ可否を決定し、承諾した場合は、立川市クリーンセンターたちむにいひろば利用承認書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、ひろばの管理運営上必要と認めたときは、条件を付すことができる。

（利用料）

第8条 ひろばの利用に係る利用料は、無料とする。

（権利の譲渡等の禁止）

第9条 第7条の規定による専用利用及び延長利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸しないものとする。

（原状回復の義務）

第10条 利用者は、当該利用が終了したときは、直ちにこれを原状に回復するものとする。

（損害賠償）

第11条 ひろば又はひろばの施設、若しくは附属物に損害を与えた者は、その損

害を賠償するものとする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(届出事項)

第12条 利用者は、次の各号に該当するときは、速やかにその旨を届け出るものとする。

- (1) ひろばの利用を終了したとき。
- (2) ひろば又はひろばの施設を損傷し、又は損壊したとき。
- (3) 第10条の規定により原状に回復したとき。

(利用の禁止又は制限)

第13条 ひろばの利用が危険であると認められる場合又はひろばを保全する場合においては、区域を定めてひろばの利用を禁止、制限、利用の承認を取り消すことができる。

(禁止行為)

第14条 ひろばにおいて、次の各号に掲げる行為を禁止とする。

- (1) ひろばを損傷し、又は汚損すること。
- (2) 木を伐採し、若しくは植物を採集し、又は土石類を採取すること。
- (3) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (4) 指定された場所以外に自転車・バイク・車を乗り入れ、停めること。
- (5) 専ら営利を目的とする行為をすること。ただし、管理者が認める場合を除く。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ひろばの管理上支障がある行為をすること。

(委任)

第15条 この基準の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別図)

